＜うら＞

意　　見　　書

大規模小売店舗の名称	（仮称）ニトリ江坂店
大規模小売店舗の所在地	吹田市江坂町四丁目50番11 設置者：㈱ニトリ　北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
意見の対象となる 生活環境の保持のために 配慮すべき事項	来客用及び搬入出車両にかかる店舗出入口等について 来退店経路の設定等について
意見・理由	１．店舗東側出入口について 別紙：【意見・理由】のうち　１　参照 ２．搬入出口について 別紙：【意見・理由】のうち　２　参照 ３．店舗北側出入口について 別紙：【意見・理由】のうち　３　参照 （添付資料） ・添付資料ア：大規模小売店舗立地法に基づく地元事説明会資料抜粋 （令和８年開催） ・添付資料イ：地元説明会資料抜粋 （令和５年６月開催）

別紙：【意見・理由】

1．説明会資料（添付資料ア）の来客用出入口②（以下，出入口②）を祝橋西交差点付近 10m 程度の学童通学路である新御堂側道の歩道（自転車歩行者道）に設置する計画であるが，その安全対策についての説明が大変不明瞭かつ不親切である．

→　出入口②は祝橋西交差点手前 10m 程度の位置に設置されています。交差点停止線に車が 2 台停車すればニトリからのスムーズな退場が難しい出入口配置です。ニトリの説明では出入口②は将来的にガードマンを配置しないようです。普通に考えればニトリから退場する車はガードマンの誘導がなければ側道と隣接する歩道が 2m 以上の幅員があるため、歩道内で停車待機し側道への退場準備をすると思います。しかし、この側道は日中の交通量が多いのと出入口②が交差点に非常に近い事から容易には退場できないと思います。

また、この歩道は頻繁に自転車が往来し、江坂大池小学校と豊津西中学校学童の通学ルートでもあります。入退場を焦るニトリ利用客の車両と自転車や学童の接触事故が大変心配です。ここには必ずガードマンの配置を要望します。隣接するライフは出入口に 3 名のガードマンを配置し適切な交通誘導を行っていると感じます。それが企業経営としての常識ではないでしょうか。また、出入口設置申請時には大阪府警からもそれらの点について注意を受けているようです。因みに、側道側の出入口設置に関しては 3 年程前の説明会の際に「入退場の車両が側道や歩道に滞留しないように店舗外周に道路等の余裕地を計画してはどうか」という意見を出しましたが全くの無視です。

現在、ニトリの建設工事を行い出入口②を工事用出入口として使用していますが、交通誘導員の配置はありません。作業員 1 名がダンプトラックの退場時に側道に出て一般車両を止めダンプトラックを退場させています。歩道には誘導員を配置せずダンプトラック運転手が左右の確認をして退場している状態です。前述の通りこの歩道は自転車の往来が多く児童の通学路です。飛ばし運転する自転車との接触や下校時の低学年児童がダンプトラック付近に近づいた時などはダンプトラック運転席からはそれらは視界に入りません。非常に危険だと感じております。この件は吹田警察にも相談しましたが、吹田警察署員さんは「出入口は仮設ではなく正式な出入口なので、警察から交通誘導員を配置するようにという指導はできません。ただ、隣のライフさんは配置してますよね、そこは企業の良識の範囲となるので・・・・。」という回答でした。

2．説明会資料（添付資料ア）の荷さばき出入口（以下，出入口 A）を学童通学路となる新御堂側道の歩道（自転車歩行者道）に設置する計画であるが，その安全対策についての説明が大変不明瞭かつ不親切である．

→　出入口 A は出入口②ほど祝橋西交差点とは近くはありませんが、状況としては出入口②とほぼ同じで入場は比較的容易かもしれないが退場は容易ではないと考えます。ここも、ガードマンの配置を要望します。もう 1 点気になるのが、先行営業しているライフ出入口と隣接している点です。ライフ雇用のガードマンはライフ出入口に関する車両の誘導や歩行者・自転車の交通誘導を優先的に行うと思います。ライフ車両入退場の際に歩行者や自転車がライフ出入口付近の歩道内に一時的に滞留しますがその列がライフ出入口と隣接する出入口 A まで延びることがあると思います。その滞留した人混みとニトリの貨物車両の入場退場が重なった時が心配です。

3．説明資料（添付資料ア）の来客用出入口①（以下，出入口①）を信号や横断歩道等もない住宅地側の市道に設置する計画であるが，地元説明会での住民要望への回答が大変不明瞭かつ不親切である．

→　地元説明会で出入口①については「オープン 1 か月程はガードマンを配置し誘導するが、その後の来客車両の誘導については看板掲示のみでの対応する」という説明に対し、近隣住民からは「退場車両が案内看板を無視し左折退場して住宅地内を通行されては近隣住民として困る。この道は道路幅も狭く横断歩道や信号なども無い、小さな子供やお年寄りもよく道路のいたるところを横断している。せめて営業時間（8:30～21:30）を通して出入口②にガードマンを配置して欲しい」という意見に対しては「検討する」という曖昧な回答でした。また、「先行営業を開始したライフは物理的に来客者の車両が住宅地内を走行できないような外構構造にしてくれている。御社（ニトリ）もライフと同様な対応できないのか、若しくは出入口①の向きを祝橋西交差点方向に向けたり、出入口の隅切りを工夫するなどをして欲しい」の意見（要望）に対しては「出入口は道路に対して直角でなくいけないので出来ない」等の根拠の無い意味不明の回答であった。

常日頃からニトリさんの出入口の安全対策については疑問を感じます。本件とは無関係ですが、R171 号線沿いに「ニトリ茨木北店」と「ニトリ箕面店」がありますが共に単独店舗であり歩道を横断する出入口に交通誘導員を配置していません。箕面店の出入口がある歩道は利用者が多いと思います。茨木北店の出入口は R171 号線神戸行きにあり交差点付近に位置しています。ここでは同出入口から反対車線側（至京都）に退場しようとする車を多く見かけます。私自身も R171 を神戸方面に走行中に急にニトリ出入口から反対車線側（至京都）に飛び出してきた車両と接触しそうになり急ブレーキを掛けたことが何度かあります。交差点付近なので非常に危険です。

営業店舗が出入口に交通誘導員を配置しないのは、『コスト低減と責任逃れが大きいの

ではないでしょうか』店舗側の言い分は、「出入口で発生した事故は車の運転手や歩道の通行人の不注意であり、店舗側には一切責任は無い。店舗としては出入口に注意喚起の看板を掲示している。」という論理が成り立つようです。このような考えを持ち会社経営する企業が本当にあるのであれば、私は大変残念な経営理念だと思います。私は「全ての店舗の出入口に営業時間中を通して交通誘導員を配置しろ」と言っている訳ではありません。出入口の周辺状況や環境を考慮し企業として適切な対応を望んでいるだけです。また、周辺地域の生活環境の現状維持をお願いしたいだけです。

最後に、『ニトリ江坂店』大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会　の主旨は**【周辺地域の生活環境の維持】**であると説明会司会者から説明がありました、また同資料に記載がありましたが、ニトリ側の説明・回答はその主旨とは相反し、開催された説明会が単なる形式的な説明会であったと感じたため本意見書を提出するに至りました。

以上が私からの要望になります。吉村大阪府知事様　府民の平穏な生活環境を維持できる心あるご対応お願い申し上げます。

以上、宜しくお願い致します。

『（仮称）ニトリ江坂店』大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会資料

添付資料　ア

Ⅰ．届出に関する事項

1．大規模小売店舗の名称及び所在地

名　　称：（仮称）ニトリ江坂店

所　在　地：吹田市江坂町四丁目 50 番 11

2．建物設置者及び小売業者

名　　称：株式会社ニトリ

代　表　者：代表取締役 似鳥 昭雄

住　　所：北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号

3．新設をする日

令和 8 年 12 月 1 日（予定）

4．店舗面積の合計

6,709 ㎡

5．営業時間

午前 9 時 00 分～午後 9 時 00 分

6．駐車場について

収 容 台 数：164 台

（総収容台数 233 台（うち、小売店舗用 164 台、従業員等共用 69 台））

出 入 口 数：2 箇所

利用可能時間：午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分

7．駐輪場について

収 容 台 数：224 台（うち、原付用 23 台）

8．荷さばき施設について

面　　積：84.0 ㎡

荷さばき可能時間：午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分

9．廃棄物保管施設について

容　　量：29.28 ㎥（保管施設の面積：19.52 ㎡）

【大規模小売店舗立地法に基づく届出書の縦覧場所及び意見書の提出先】

大阪府　商工労働部　中小企業支援室　商業振興課

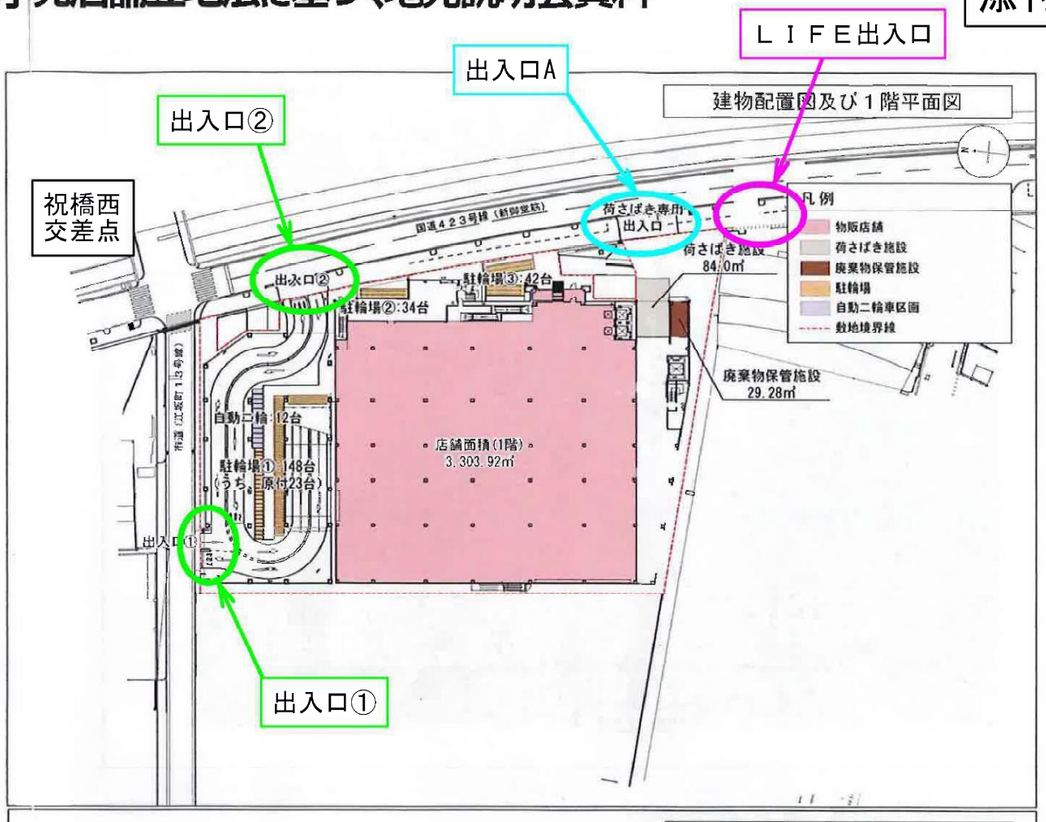
住所：大阪市住之江区南港北一丁目 14 番 16 号大阪府咲州庁舎 25 階

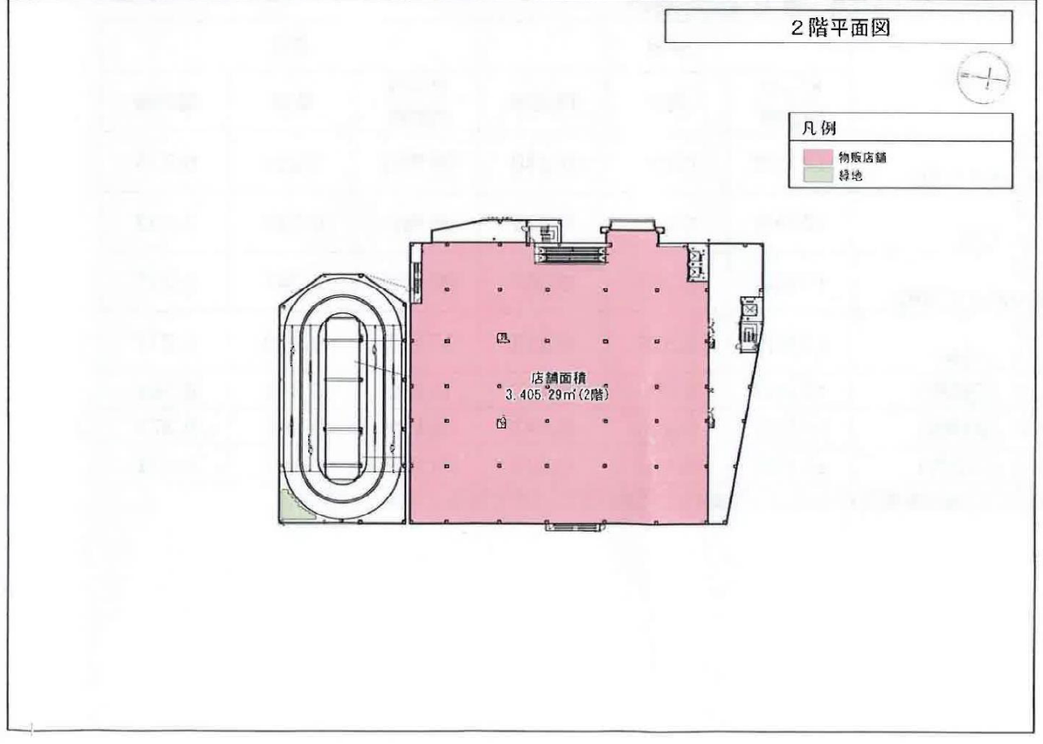
TEL：06-6210-9496

縦覧及び意見書の提出期間：令和 8 年 5 月 26 日 ～ 令和 8 年 9 月 28 日

※　縦覧資料は大阪府ホームページでの閲覧が可能です。

大阪府　大規模小売店舗立地法





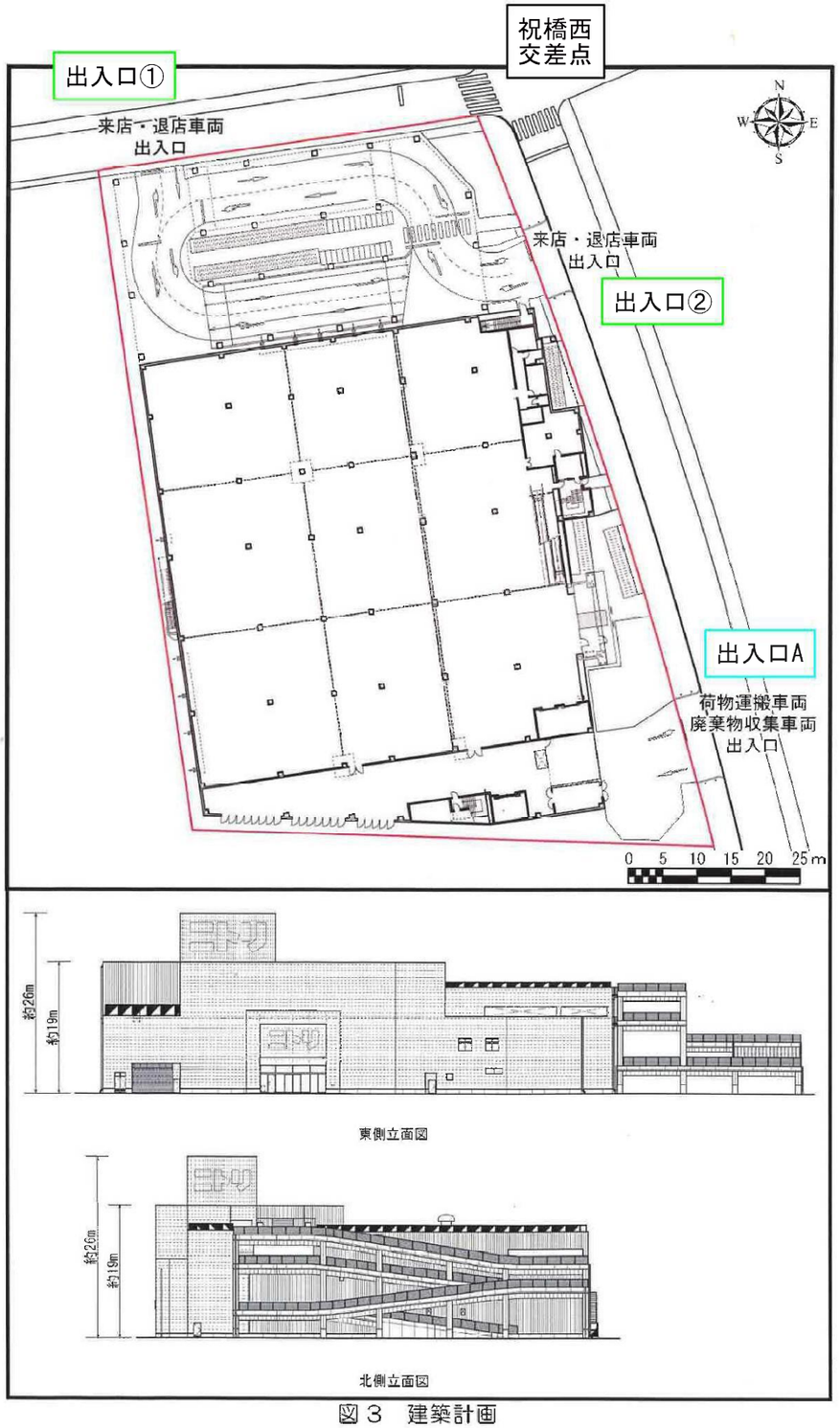


図３　建築計画

b　営業時間

営業時間は、9:00 ～ 21:00 とする計画です。

（駐車場利用可能時間は、8:30 ～ 21:30）

c　想定利用客数

想定利用客数は、年間約 60 万人、休日 1 日（平均的な休日）当たり 3,500 人を想定しています。

（ウ）緑化計画

事業計画地は既設の建築物や駐車場、車路等で被覆されており、周縁部にわずかな植栽があるのみです。緑化にあたっては、現況と同様に事業計画地周縁部に植栽を行い、低・中・高木による立体的な緑地を形成するとともに、壁面緑化や屋上緑化などによる視認性の高い箇所への効果的な緑化について検討し、緑に包まれた施設とする計画です。

緑化率は、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」（平成 16 年 3 月 31 日条例第 13 号）に定める緑化率 10%以上とする計画です。また、条例では緑化面積として換算されない壁面等についても自主緑地として可能な限り緑化を行い、自主緑地を含めた実質の緑化面積は敷地面積の 20%以上を確保する計画です。

（エ）交通計画

a　自家用車の利用の低減

来店・退店車両による周辺環境への影響を低減するため、家具配送無料などのイベントを実施し、バスや電車などの公共交通機関や自転車・徒歩による来店を促進し、極力、自家用車による来店を低減する計画です。

b　自動車動線計画

事業計画地は、国道 423 号（新御堂筋）の側道に接しており、事業計画地への施設関連車両車両は、当該道路から以下に示す経路で事業計画地へ入出庫する計画です。

利用客による来店・退店車両

- 南側からの来店車両は、事業計画地東側出入口から左折入庫します。帰りは、事業計画地北側出入口から右折出庫※1※2 し、祝橋東交差点を右折して退店します。
- 北側からの来店車両は、祝橋東交差点を右折して、事業計画地北側出入口から左折入庫します。帰りは、事業計画地東側出入口から左折出庫、または北側出入口から右折出庫※2 して退店します。

荷物運搬車両及び廃棄物収集車両

- 南側からの入庫は、事業計画地東側の荷物運搬車両・廃棄物収集車両出入口から左折入庫します。帰りは、当該出入口から左折出庫し、祝橋西及び東交差点を右折して退店します。
- 北側からの入庫は、祝橋東交差点を通過して南下し、垂水町西交差点及び

※1 利用客による南側への退店車両が事業計画地東側出入口から左折出庫すると、祝橋西交差点を右折するために短い走行区間で右側車線に車線変更する必要があり、交通安全上問題があります。そのため、北側出入口からの出庫に誘導する計画です。

※2 北側出入口から左折出庫すると、住宅地内の幅員の狭い生活道路を走行して迂回することとなり、周辺住居の生活環境に影響を及ぼすおそれがあります。そのため、北側出入口から右折出庫するよう誘導する計画としています。